

十島村国民健康保険収納対策緊急プラン

1 滞納状況の解消

- (1) 国保資格喪失時の届出及び国保未加入者への勧奨の実施
加入・届出遅延者に対して、村広報誌及びホームページ等を活用し、加入手続き及び遡及賦課の周知徹底を図る。
- (2) 時効完成前の納入勧奨、時効後の不能欠損処理の実施
地方税法及び各種法令を遵守し、適正に処理を実施する。

2 人員の増員等の取り組みについて

滞納問題を全庁的な問題として捉える必要から、各種税及び料金をあわせて、既存電算システムの滞納管理を利用し、また、庁内で緻密な連絡を図り、効果的な徴収を図る。

3 徴収方法の改善等の取り組みについて

- (1) 納期内未納者の状況を把握
納期内未納者状況を把握し、電話催告や戸別訪問などの納付指導を行う。
- (2) 資格証明書の発行を実施
短期被保険者証の交付により、滞納者との接触の機会を図り、納付指導を行う。また、納付指導等に応じなかった者には、要綱に基づいて被保険者資格証明書を交付する。
併せて、療養費等の現金給付の申請時に窓口にて納付指導を行う。
- (3) 口座振替の勧奨を実施
口座振替の推進は納期内納付及び収納率向上に大きく寄与するものであり、効率的な収納業務を推進するうえで最も効果的である。全庁を挙げて普及の推進を図り、資格取得時等に口座振替の勧奨を行う。
- (4) 収納強化月間を実施
毎年2月を収納強化月間と位置づけし、各種税及び各課料金部門と連携し収納強化を図る。

4 滞納処分実施の取り組みについて

- (1) 滞納処分の実施
督促及び催告を行っても納付に応じない者に対し、滞納処分を行う可能性がある旨を通知し、納付を強く促す。また、村単独の補助金や支援金については、

支給の制限を行なうとともに、滞納額に充当を実施する旨を通知する。

(2) 滞納者の預貯金調査・財産調査の実施

預金調査及び財産調査を行ない、調査結果と納付実態を検討し滞納処分を実施する。

(3) 滞納者の居住調査の実施

滞納者が転出した場合、転出者の転出先住所地での居住調査を行ない、居所不明者には早期に滞納処分を実施する。